

秋田潟上ウインドファーム合同会社「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業
環境影響評価書」に係る確定通知について

平成29年1月25日
経 済 産 業 省

当省は、秋田潟上ウインドファーム合同会社「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、秋田潟上ウインドファーム合同会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた秋田潟上ウインドファーム合同会社は、同条第2項の規定に基づき、秋田県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

計画段階環境配慮書受理	平成26年 8月 8日
計画段階環境配慮書に対する 経済産業大臣意見発出	平成26年10月31日
環境影響評価方法書受理	平成26年12月15日
環境影響評価方法書に対する 経済産業大臣勧告	平成27年 5月 1日
環境影響評価準備書受理	平成27年 8月10日
環境影響評価準備書に対する 経済産業大臣勧告	平成28年 1月20日
環境影響評価書受理	平成29年 1月20日
環境影響評価書確定通知	平成29年 1月25日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742（直通）